

令和3年(2021年)3月12日
子ども文教委員会資料
教育委員会事務局学校教育課

学校給食における食中毒事故再発防止に関する検討結果の報告について

令和2年10月に、区立小学校において発生した学校給食における食中毒事故の検証及び再発防止を検討するため、学校給食における食中毒事故再発防止に関する検討会（以下「検討会」という。）を立ち上げ、検討した結果について報告する。

1 検討会の設置目的

保健所の調査及び指導を踏まえ、改善に取り組んでいるところであるが、改めて確認、検証することで課題を明らかにし、再発防止に努める。

2 検討結果

「学校給食における食中毒事故再発防止に関する検討会報告書」別紙のとおり

3 今後の対応について

中野区小中学校校長会へ周知徹底。
保護者への報告。

学校給食における食中毒事故再発防止に関する検討会報告書

令和2年10月に、中野区立中野第一小学校において発生した学校給食における食中毒事故を受けて、食中毒を二度と起こさないために、12月に学校給食における食中毒事故再発防止に関する検討会（以下「検討会」という。）を立ち上げ、検討した結果について、以下のとおり報告する。

1 主な検討事項

検討会での主な検討事項は以下のとおりである。

- (1) 食材管理・調理工程に関する対策
- (2) 調理従事者及び施設設備の衛生管理に関する対策
- (3) 感染症（疑いを含む）の発生時の対応に関する対策

2 食材管理・調理工程に関する対策について

これまで、学校給食衛生管理基準（文部科学省）に基づき、衛生管理を徹底してきているところであるが、今回の事故を受けて、特に以下の(1)～(5)について、さらなる徹底を図ることとする。

(1) 中心温度測定

事故が発生した際の記録では、中心温度測定に問題がなかったことが確認されているが、さらに徹底する必要がある。卵焼きやケーキ等加熱ムラが出やすい献立もあることから、中心温度測定を3点確認から5点確認とし、最も熱が通りにくいと考えられる場所を測ることとする。

また、温度計の精度を高めるために調理作業前にすべての温度計について表示値を比較して校正する。

(2) ジェットオーブンの使用

ジェットオーブンは、食材に焼き目をつける調理には適しているものの、生肉を敷き詰めた調理などでは、焼きムラが生じる場合もある。

能力を超えた調理とならないよう、使用食材や調理工程を十分に考慮する。

挽肉を材料として、食材を敷き詰めて焼く料理については、実施しないこととする。

なお、ジェットオーブンの使用については、改めて製造事業者へ衛生管

理上の注意点や清掃方法を確認した上で、中野区栄養士研究会の意見等を参考に区としての使用方法や範囲、衛生管理の方法をまとめ、各校で共有する。各校においては安全に十分注意をして取り扱っていくこととする。

(3) 献立の確認

保健所から、「厚みのある食品を限られた時間内に800食焼き上げる献立自体に問題があり、作業時間に余裕がなかったのではないか。今後は複雑な献立を避け時間に余裕を持たせることや、調理機械の処理能力を考慮し献立を見直すこと。」と指摘されている。

各校では、児童・生徒の人数が増加しても、これまでどおりの献立を実施していることが多い。今回の事故をうけて、栄養教諭・学校栄養職員は調理事業者と意見交換するなどして、時間内に、計画どおりの調理工程を経て、確実に児童・生徒に提供できるかどうかという視点で見直した。

特に、鶏肉のカンピロバクターは、食品を十分に加熱することで食中毒が防げることから、食肉を使用した献立が十分に加熱できる工程になっているかを確認した。その結果、確実な加熱時間及び中心温度の確保が難しいと判断したものについては、献立・調理方法を変更した。

(4) 作業動線等の確認

生肉等を扱う下処理からオープン投入までの汚染区域と、焼き終わった食材を扱う非汚染区域を明確に区分する。栄養教諭・学校栄養職員は作業動線の安全確認とともに、調理員が側を通る際の声かけ等を徹底することとする。

(5) 「給食室の一日の流れ 作業工程事例集《改訂版》」の改訂

現在、調理事業者等は、「給食室の一日の流れ 作業工程事例集《改訂版》」（以下「マニュアル」という。）を使って、業務に従事しているところである。

これまで、法改正や国や都から通知があった際は、マニュアルは改訂せずに、その通知を周知することで対応してきた。今回の事故を受けて、最新の内容に更新するとともに、現場で使用している帳票類についても、区様式を作成したり、見直したりすることとする。

3 調理従事者及び施設設備の衛生管理に関する対策について

(1) ヒューマンエラーを防ぐための取組

今回、記録上では手順を逸脱した行為は確認されていないが、このような事態が発生したことは、職員間のコミュニケーション不足など、何らかのヒ

ューマンエラーがあったと考えられることから、以下の①～③を徹底することとする。

①作業工程等の確認

毎日の栄養教諭・学校栄養職員と調理員（チーフ、サブチーフ）による翌日の調理確認の打合せにおいては、作業工程表及び作業動線図が安全に行えるものとなっているか、必ず栄養教諭・学校栄養職員が確認を行うとともに調理員全員で共有する。また、確認した内容については校長が最終確認する。

②記録の徹底

今回の事故において納品時の一部食品について、品温の記入漏れがあった。また、体調不良のため途中退勤した調理従事者について、「体調不良無し」と誤記載されていた。

帳票の記載については記録を徹底するとともに、体調不良時には絶対に調理業務に従事しないことを調理事業者へ指導徹底する。

また、下記（２）②に記載した、各学校が開催する給食衛生管理に関する検討会においては、日常及び定期検査点検票について、正確かつ確実に記録されているか徹底した確認を行うこととする。

③コミュニケーションの徹底

調理場でのコミュニケーション不足の改善については、当分の間は栄養教諭・学校栄養職員及び調理業務本社の巡回指導担当者が現場に入り、声かけ等の確認を行うこととする。

（２）学校における衛生管理体制

各学校では、必要に応じて栄養教諭・学校栄養職員を中心に、給食衛生管理に関する確認・検討等を実施しているところである。学校教育課栄養士の巡回点検及び学校給食の検討会・衛生管理委員会の開催について以下のとおり取り組むこととする。

また、学校給食における衛生管理については、すべての事項において引き続き保健所の指導を受けながら改善していくとともに、調理事業者に対しても保健所の指導をもとに衛生管理の徹底を指導する。

①学校教育課栄養士の巡回点検

各学校の調理における衛生管理の取組について、すべての学校の調理現場を学校教育課栄養士が定期的に巡回点検する。特に施設改修をしていない施設で食数が増えている学校を重点的に行う。巡回点検した際の課題・

解決策等について、栄養教諭・学校栄養職員と共有し対応する。

②月1回の検討会の開催

月に1回、校長、副校長、栄養教諭・学校栄養職員（委託を含む）、調理責任者及び管理者は、給食衛生管理に関する検討会を開催し、以下の点について確認し、改善を要する事項については、対応策を協議し直ちに実行できるようにする。校長は、確認、報告、改善事項について、学校医・薬剤師・教育委員会へ報告する。

【検討会における給食衛生管理に関する確認事項】

- i 給食室における衛生管理
- ii 日常及び定期検査点検票
- iii 献立内容
- iv 給食設備や機器等

③学校給食の衛生管理委員会の開催

学校給食の衛生管理委員会については、各校の実情にあわせて、現在学校が開催している以下の会議等を活用し、年1回以上開催し、学校給食の衛生管理等について協議する。

なお、協議した結果を、必要に応じて教育委員会に報告する。

- ・ 学校保健委員会を活用し、議題として盛り込む。
- ・ 学校教育課栄養士が巡回指導を行う日程に合わせ、他のメンバーを参集し開催する。
- ・ 給食試食会を活用し学校給食の衛生管理等について協議する。

【メンバー】

校長、副校長、栄養教諭・学校栄養職員（委託を含む、ただし委託栄養士の場合は栄養士及びマネージャー）、調理事業のチーフ及びマネージャー、養護教諭等の教職員、学校医、学校薬剤師、調理責任者及び保護者など

【開催数】年1回以上

【主な確認事項等】

- i 献立内容の検討等
- ii 給食室における衛生管理の確認
- iii 給食設備や機器等について

(3) 給食調理場器材等の定期的な更新

給食用器材については、最新の物を揃えることで、より安全に作業できるとともに、業務の効率化を図ることができる。調理器具類の定期的な更新については、学校の意見を聞く機会を設け、当該年度の予算執行や翌年度の予算編成

に反映させる。

4 感染症（疑いを含む）の発生時の対応に関する対策について

（1）今回の食中毒事故における初動対応における課題の再確認

今回の食中毒事故では、感染症（疑いを含む）が発生した際の初動対応等における課題として、①～⑤が考えられる。感染症においては、初動が重要であると認識しているところであり、今後、児童・生徒の健康被害発生時の対応等を決めるとともに、関係機関等との連携についても明文化し、関係者が共有する。

- ① 児童の欠席が多かったため、学校・教育委員会は感染症を疑ったものの、食中毒を疑うことができなかった。
- ② 結果的にはカンピロバクターによる食中毒が原因の欠席であったが、リスク管理としては、感染症・食中毒を想定した対応をとる必要があった。
- ③ 食中毒と感染症は初期症状の区別がつきにくいことから、どの段階で学校は教育委員会・保健所に、教育委員会は保健所に報告・相談をすべきか、が明確になっていなかったため、適切に対応できなかった。
- ④ 昨年度も、学校はカンピロバクターで欠席していた児童がいた事実を確認していたが、保健所へ情報提供していなかった。
- ⑤ 「学校等欠席者・感染症情報システム」の活用ができていなかった。

（2）学校における児童・生徒の健康被害発生時の対応等

多くの児童・生徒が欠席し、「児童・生徒に何らかの異変が起きている。」など感染症等が発生している可能性を察知した際に、学校が行う**初動**の対応を決めておく必要がある。

- ① 初動対応する目安は、**1クラス2人以上が急な欠席等をし、かつ同じ症状の子が増えた場合とする。**
- ② 担任、養護教諭は、欠席者について、兄弟姉妹・家族の状況を含め確認するとともに、近隣校についても状況についても把握する。
- ③ 異変を探知したときの報告等
把握した状況を、学校医に報告・相談し、意見を聞く。
学校医の意見を含め、保健所へ連絡し、状況を説明し、意見を聞く。
学校医、保健所の意見を、学校教育課へ報告する。
学校教育課は、改めて学校医、保健所へ状況を確認するとともに、学校と協議し、学校が学級閉鎖等の判断を行う。
また、保健所の助言のもと施設等の消毒など感染症、または食中毒の対

応を行う。なお、報告においては「(4) 関係部署との情報共有のあり方、連絡体制等の明文化」に示されている新たに作成する統一様式を活用する。

学校が、感染症が発生したと判断した際に講ずる処置である出席停止及び臨時休業については、学校保健安全法第19条及び第20条に基づいて対応するところであるが、中野区においては「健康被害が発生した」と判断した際の出席停止及び臨時休業の手続きについては、別に教育委員会と学校が協議し、決定するものとする。

⇒資料1 感染症（疑）発生時の連絡体制と情報共有

(3) 児童・生徒の健康状態の把握

令和2年度から、新型コロナウイルス感染症対策の一環として、学校は、児童・生徒の健康状態を「健康観察記録」として作成している。また、「学校等欠席者・感染症情報システム」に、欠席者情報を各学校等が入力することで、欠席者の情報を区内の学校・幼稚園・保育園・区教育委員会が保健所及び中野区医師会と共有できるようになっている。

児童・生徒の異変を察知するために、学校は日頃から「学校等欠席者・感染症情報システム」を活用し、区内の子どもたちの状況を観察するとともに、平時の状況をデータ化して把握しておくこととする。

学校が、児童・生徒の健康状態を把握するためには、家庭の協力が不可欠である。日頃から家庭・保護者との連携を密にし、異変があった際の迅速な情報提供等への協力について理解を求める。

⇒資料2 学校が異変を察知するために

(4) 関係部署との情報共有のあり方、連絡体制等の明文化

学校から学校医や保健所に報告・相談する際には、正確に情報や主旨が伝わるよう、必要な内容を標準化することが求められる。事故発生（疑）時の報告書について、統一様式を作成し、情報を適切に共有できるようにする。

また、今回の事故では、土曜日に授業があり、前日より欠席者が増加しているという状態があったが、閉庁時であったため、学校が教育委員会・保健所へ相談できない事態となった。こうした場合の連絡体制については、別に連絡網を作成し、関係者が共有することとする。

(5) 保健所への情報提供について

今回の事故を調査した過程で、昨年度学校は、カンピロバクターで欠席していた児童が同じ学年で4名いた事実を確認していたということが明らかになった。しかし、保健所への情報提供はされていなかった。

こうした事実を踏まえ、学校は、感染症及び食中毒が疑われた際には、学校医と相談するとともに、必ず保健所へ情報提供及び相談することとする。教育委員会は、保健所の指示に基づいて、学校とともに対応に当たる。

ここでいう感染症とは、学校保健安全法施行規則第18条に規定されている第一種、第二種、第三種である。第三種のうち、「その他の感染症」として扱うものは資料3のとおりとする。

⇒資料3 学校保健安全法施行規則第18条第1項第3号
第三種感染症「その他の感染症」

5 検討会開催日

- ・令和2年12月4日（金）
- ・令和2年12月18日（金）
- ・令和3年1月15日（金）

6 検討会メンバー

- ・教育委員会事務局次長 戸辺 眞
- ・中野区医師会理事 村杉 寛子
- ・教育委員会事務局
 - 子ども・教育政策課長 永田 純一
 - 指導室長 宮崎 宏明
 - 区立鷺宮小学校校長 武智 直貴
 - 区立第二中学校校長 松田 芳明
- ・健康福祉部
 - 生活衛生課長 只野 孝子
 - 生活衛生課食品衛生係長 情野 雅敏
 - 生活衛生課食品衛生係 佐藤 大

【事務局】

中野区教育委員会事務局子ども・教育政策課、学校教育課

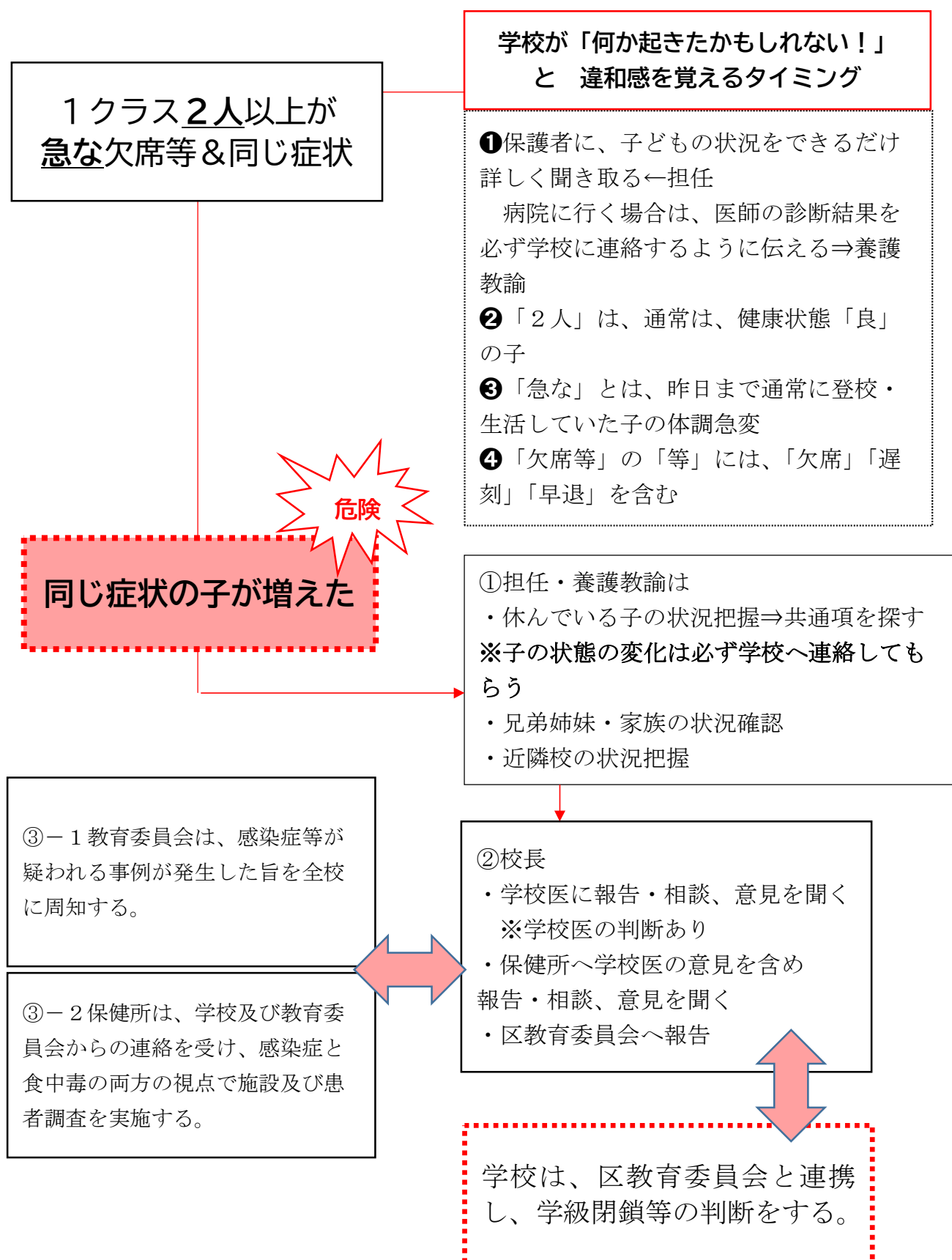
令和3年2月10日報告

【謝辞】

検討会に中野区医師会の理事である村杉医師にご参加いただいたことで、学校における欠席者の状況をどのように判断したらよいのか、また、学校と学校医との連携のあり方について、さらに学校医と学校と保健所がどのように連絡をとりあっていくことが望ましいのかという点について、ご意見をいただきながら検討できたことを申し添えます。

感染症等（疑）発生時の初動連絡体制と情報共有

※平時から「学校等欠席者・感染症情報システム」の入力を徹底する。

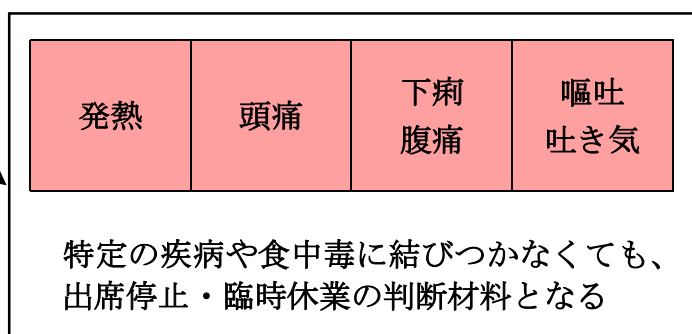


学校が異変を察知するために

学校が「普段と違うことが起きている！」と判断できることが重要！！

そのためには、学校は、日頃から子どもたちの状況を観察する。

- 欠席情報をヒストグラム化し活用する
- ① 子どもたちの平時の状況をデータ化して把握しておく
 - ② 休んでいる子の状況を詳しく把握する
 - ③ 欠席情報システムで、自校・近隣校の状況を把握する



- 児童・生徒の「健康観察記録」作成
→現在、コロナ対応で作成している体温の記録ノートなどを活用する。
家族の健康観察も重要。
- 保護者との情報交換の工夫
 - ①電話で子どもと家族の状況を詳細に聞き取る。
 - ②学校情報配信システムやグーグルフォームなどの活用を検討する。
 - ③通院した場合は、受診結果を担任又は養護教諭に連絡するよう依頼する。

第三種感染症「その他の感染症」

学校保健安全法施行規則第18条第1項第3号

| | | |
|----|-------------------------|--------------------------------|
| 1 | 感染症胃腸炎 | ノロウイルス感染症、ロタウイルス感染症、アデノウイルス感染症 |
| 2 | サルモネラ感染症 カンピロバクター感染症 | 腸チフス、パラチフスを除く |
| 3 | マイコプラズマ感染症 | |
| 4 | インフルエンザ菌感染症、肺炎球菌感染症 | |
| 5 | 溶連菌感染症 | 主にA群溶血性レンサ球菌感染症 |
| 6 | 伝染性紅斑 | りんご病 |
| 7 | RSウイルス感染症 | |
| 8 | EBウイルス感染症 | |
| 9 | 単純ヘルペスウイルス感染症 | |
| 10 | 帯状疱疹 | |
| 11 | 手足口病 | |
| 12 | ヘルパンギーナ | |
| 13 | A型肝炎 | |
| 14 | B型肝炎 | |
| 15 | 伝染性膿痂疹 | とびひ |
| 16 | 伝染性軟属腫 | 水いぼ |
| 17 | アタマジラミ症 | |
| 18 | 疥癬 | 疥癬虫の寄生 |
| 19 | 皮膚真菌症 | ①カンジダ感染症 ②白癬、特にトングズランス感染症 |